

## 学生貸与パソコン利用規程

### (目的)

第1条 本規程は、東京医療保健大学（以下「大学」という。）が在学期間中の全学生に対して、修学に資することを目的として貸与したノート型パソコン（以下「パソコン」という。）の管理及び利用について定めるものとする。

### (管理義務)

第2条 学生は、次の事項を遵守しパソコンを自らの責任において管理すること。

- (1) パソコンは精密機械であることを念頭に置き丁寧に取り扱い、常に使用できる状態を自らが保ち管理・使用すること。
- (2) パソコンを自己の使用以外に供しないこと。
- (3) パソコンを使用する時はパソコンをテーブルや机等の安定したものの上に置き使用すること。  
又、ACアダプター使用時はコードを他の人が引っ掛けないよう注意すること。
- (4) パソコンを放置するような行為は行なわないこと。
- (5) パソコンをロッカー又は他の保管庫に保管する場合は必ず施錠すること。
- (6) パソコンを許可なく改造しないこと。
- (7) パソコンに装飾を行なわないこと。
- (8) パソコンの盗難等万一の場合に備え、そのパソコンのシリアル番号、本体型式、商品名及びメーカー名（以下、パソコン固体識別情報という）を記録しておくこと。

### (利用規則)

第3条 学生は、パソコンを利用する上で次の事項を遵守すること。

- (1) パソコンの故障等に備えパソコン内の重要データは定期的にバックアップコピー（以下「バックアップ」という）を他の記録媒体に採取しておくこと。
- (2) 貸与されたパソコンを、他の者が容易にアクセスし又は使用できないようにパスワード等の設定を行うこと。  
又、パスワードは自己責任において管理し定期的に変更すること。
- (3) 秘密情報や個人情報には、大学が指定する方法で暗号化すること。
- (4) パソコン及びネットワークの安全・安定的稼働を脅かすコンピュータウイルス（以下、ウイルスという）の感染等から防衛するため、大学が導入したアンチウイルスソフトを常に最新状態に保ちパソコンを使用すること。
- (5) パソコンがウイルスに感染又は感染が疑わしい場合は、直ちにパソコンをシャットダウンさせPCサポートセンターにその旨申し出ること。

(6) 大学ネットワーク並びにインターネット利用に当たり、公序良俗に反する利用並びに人権を侵害する行為は行なわないこと。

又、ネットワークやコンピュータ等に不法侵入しないこと。

(7) 著作権・特許権・商標権・意匠権等の知的所有権の遵守を常に留意し法令違反となる行為は行なわないこと。

(8) 自己に貸与されたパソコン以外のパソコンを大学内又は関連施設に持込み大学の許可なくネットワークに接続しないこと。

(返却)

第4条 学生は、卒業、転学、退学及び除籍に際して、貸与されたパソコン本体及び付属品一式を、パソコンが正常に稼動する状態で大学に返却すること。

(故障修理)

第5条 適正に使用していたにも係わらずパソコンが故障し修理が必要となった場合は、大学の負担によりパソコンの修理を行う。

2 学生は、自己の過失によってパソコンを故障若しくは破損させた場合、修理等に要した費用を全額負担すること。

3 バッテリー、ACアダプター、LANケーブル及びキャリングケースの交換・修理・紛失等は全額自己負担とすること。

但し、バッテリー及びアダプターについては、メーカー保証期間内である場合、適正な使用範囲の故障であれば、メーカー保証を適用する。

(故障修理管理)

第6条 大学は、PCサポートセンター窓口を各キャンパスに置き、パソコンの修理やその他の不具合に関する相談を受付け対応する。

2 学生は、パソコンが故障し、修理を要する場合は、PCサポートセンターに修理を依頼する。

3 学生はパソコンの修理をPCサポートセンターに依頼する場合、次の処置を予め講じておくこと。

(1) 必要データのバックアップを別の記憶媒体に採取しておき、パソコン修理完了後にそのデータを元のパソコンに復元可能にしておく。

(2) 秘密情報や個人情報バックアップ採取後、パソコンから削除しておく。

(3) パスワードは予め決められたものに変更するか解除しておく。

4 PCサポートセンターは、パソコン修理のため代替機を希望する学生には代替機の貸出を行う。

(1) 代替機の貸出は予備機在庫がある場合に限るものとする。

(2) 代替機へのデータ移行並びに元パソコンへのデータ復元は原則当該の学生が行うものとする。

5 パソコンの修理完了連絡をPCサポートセンターから受けた学生は、速やか(遅くとも5日以内)にPCサポートセンターへ出向きパソコンを受取ること。

6 代替機の貸出を受けた学生には、その代替機と引換えにパソコンを引渡す。

7 PCサポートセンターが修理完了連絡を行ったにも係わらず修理パソコンの受取りに応じない学生に対しては、本規程の罰則（第9条）に定める処置を講じる。

8 PCサポートセンターに係わるその他の事項は別に定める。

（パソコン紛失届出義務）

第7条 学生は、パソコンを置忘れ、盗難又は事故・災害等により無くした場合（以下、これらを総じて紛失という）、学生支援センターにその旨を速やか（遅くとも7日以内）に申出てパソコン紛失手続きを行なうこと。

2 学生は、パソコンが盗難に遭った場合はパソコン固体識別情報を基に最寄りの警察署へ届出を行うこと。

3 パソコン紛失手続きについては別に定める。

（紛失対価弁償）

第8条 学生は、パソコンを紛失した場合、紛失したパソコンの対価を弁償する。

但し、自然災害の被災や情状を酌量できる事故による紛失の場合は弁償を免除することができる。

2 対価額はパソコン紛失時点のパソコン残価額等を考慮して大学が決定する。

（罰則）

第9条 大学は、本規程に定めた事項に違反し又は従わない学生に対して、次の措置を状況に応じ講じることができる。

（1）貸与パソコンのネットワーク接続の停止措置。

（2）貸与パソコンの返却措置。

（3）当該損害金の請求（詳細は別に定める）。

附 則

この規程は平成21年4月1日より施行する。

附 則

この規程は平成22年4月1日より施行する。